

養老町立小学校再編準備委員会設置要綱

(設置)

第1条 養老町立小学校の円滑な再編に必要な準備、検討及び調整を図るため、養老町立小学校再編準備委員会(以下「準備委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 準備委員会は、次に掲げる事務について調査及び検討を行う。

- (1) 養老町内の小学校の再編に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、小学校再編の検討に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 準備委員会は、15人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 地域住民を代表する者
- (3) 保護者を代表する者
- (4) 学校関係者
- (5) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から第2条に規定する所掌事項が終了するまでの期間とする。

2 教育委員会は、特定の地位又はその職(以下「地位等」という。)にあるため委員となった者が、当該地位等に該当しなくなったときは、委員の職を辞したものとみなし、当該地位等にある者を委員として委嘱する。ただし、当該地位等にある者が所属する組織、団体から委員の推薦があるときは、推薦された者を委員として委嘱することができる。

3 教育委員会は、前項の規定によるもののほか、委員が欠けたときは、前条第2項の区分に従い必要に応じて委員を補充するものとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 準備委員会に委員長及び副委員長1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

- 3 委員長は、準備委員会を代表し、会務を総括する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 準備委員会は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

- 2 準備委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 準備委員会の議事は、委員長を除く出席委員の過半数でこれを決し、可否同数の場合は、委員長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(専門部会)

第7条 準備委員会は、第2条に規定する所掌事項の細部について調査検討を行うため、別表に掲げる専門部会を設置することができる。

- 2 専門部会を構成する部会員は、準備委員会が推薦した者及び委員長が必要と認めた者をもって充てる。
- 3 専門部会に部会長及び副部会長を置き、部会員の互選により定める。
- 4 部会長は、専門部会の会務を総括し、会議の議長となる。
- 5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。
- 6 専門部会の会議は、部会長が招集し、会議については、前条の規定を準用する。
- 7 部会長は、専門部会を代表し、専門部会の調査検討の結果を準備委員会に報告するものとする。

(守秘義務)

第8条 委員及び部会員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはいけない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第9条 準備委員会及び専門部会の庶務は、教育委員会事務局教育総務課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、準備委員会及び専門部会の運営に関し必要

な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公表の日から施行する。

(会議招集の特例)

2 第6条第1項及び第7条第6項の規定にかかわらず、この要綱の施行の日後最初に開かれる準備委員会及び専門部会は、教育委員会が招集する。

(この要綱の失効)

3 この要綱は、第2条に規定する所掌事項の終了をもって、その効力を失う。

別表 (第7条関係)

| 部会名 | 検討・協議事項 |
|-----------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 総務部会 | 1 学校名称、校歌、校章、校旗に関する事。 2 式典行事に関する事。 3 留守家庭児童教室に関する事。 4 その他再編に必要な事項に関する事。 |
| 教育部会 | 1 学校運営、教育内容に関する事。 2 学校行事に関する事。 3 児童交流事業に関する事。 4 その他再編に必要な事項に関する事。 |
| P T A地域部会 | 1 P T A組織に関する事。 2 学用品 (制服、体操服等) に関する事。 3 コミュニティ・スクールの構築に関する事。 4 地域連携に関する事。 5 その他再編に必要な事項に関する事。 |
| 施設通学部会 | 1 通学体制に関する事。 2 統合校への移転計画に関する事。 3 学校施設の整備に関する事。 4 空き校舎の活用に関する事。 5 その他再編に必要な事項に関する事。 |